

指定訪問看護 重要事項説明書

1 訪問看護事業者（法人）の概要

事業所名	CLUV合同会社
代表者名	野口 恭佑
所在地	熊本県熊本市南区近見6丁目11-1
電話番号	096-245-6617
FAX番号	096-245-6618
事業所番号 ・その他のサービス	・訪問看護事業所（ 4360191011 ） ・訪問介護事業所（ ） ・通所介護事業所（ ）

2 事業所の概要

(1) 事業所名称および事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ひとつな
管理者	木村 優介
所在地	熊本県熊本市南区近見6丁目11-1
電話番号	096-245-6617
FAX番号	096-245-6618
サービスを提供できる地域※	熊本市・宇城市・宇土市・上益城郡

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	看護師	1名		あり	1名	看護従業者及び業務の管理
看護職員	看護師	2名		なし	2名	訪問看護の業務にあたる
	准看護師	4名		なし	4名	
作業療法士	作業療法士	1名		なし	1名	
相談員	精神保健福祉士 社会福祉士	1名		なし	1名	
合計		9名		—	9名	—
勤務時間	8:00~18:00（シフト制）					

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:00~18:00	早 朝 6:00~8:00	夜 間 18:00~22:00	深 夜 22:00~6:00
平日	○	○	○	○
祝日	○	○	○	○
休業日	土曜日、日曜日、12/31~1/1			

2 事業の運営方針

- 1) 事業者は、訪問看護サービスを受けるご利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、精神・身体の特徴をふまえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援を行います。
- 2) 訪問看護の実施にあたっては、ご利用者の必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めます。
- 3) 職員は自己研鑽に努め、常に在宅看護の変革、向上を目指し研修等の参加を計ります。
- 4) 訪問看護の実施にあたっては、ご利用者が関係する市町村や事業所及び地域の保健・医療・福祉サービス等、綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 サービスの内容

- ① 健康状態の観察と助言
- ② 心の健康のアドバイス（趣味・生きがい・隣人とのつながりなど）
- ③ 日常生活の看護（清潔・食生活・排泄・のケア、療養環境の整備、寝たきり予防）
- ④ 在宅リハビリテーションの援助（体位交換・関節などの運動や動かし方の指導・福祉用具の利用の相談）
- ⑤ 精神・心理的な看護（生活リズムの調節・服薬管理、指導）
- ⑥ 認知症の看護（認知症に対する看護・介護相談・コミュニケーションの援助）
- ⑦ 介護者の相談（介護疲れサポート）
- ⑧ 様々な在宅ケアサービス（社会資源）の使い方相談
- ⑨ 終末期の看護（痛みのコントロール・看取りの体制への相談・アドバイス）
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

4 利用料金

（2）医療保険による訪問看護（基本療養費+管理療養費+加算）×負担割合となります。

[基本部分]

療養費		料金
訪問看護基本療養費 精神科訪問看護基本療養費 (1日あたり)	* 看護師、理学療法士、作業療法士による場合 週3日目まで 週4日目以降	5,550円 6,550円
訪問看護管理療養 精神科訪問看護間療養費	月の初日の訪問 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)	7,670円 3,000円

[加算]

加算の種類	加算要件	加算額
24時間対応体制加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	月に1回 6,520円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	2,500円 重症度高 5,000円
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、同時に他の看護師等との同行による指定訪問看護を実施した場合	看護師等 4,500円 作業療法士 4,500円 准看護師 3,800円 MHSW等 3,000円
難病等複数回訪問加算	基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を実施した場合	1日に2回訪問 4,500円 1日に3回訪問 8,000円
緊急訪問看護加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合に加算	月14日目まで 2,650円 月15日目まで 2,000円
長時間訪問看護加算 (90分以上)	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合週1回まで(15歳未満の超重症児、準超重症児は週3回)	5,200円
情報提供療養費	関係機関からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合	月に1回 1,500円
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。)死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施した場合	25,000円
退院時共同指導加算	医療機関からの退院後に訪問看護が提供できるように入院中に看護師が医療機関と共同して在宅で療養上の必要な指導を行った場合など算定要件を満たした場合	8,000円
精神科重症患者 支援管理連携加算	対象者(1年以上の入院・措置入院を経た退院・GAF40以下等)に対して専任のチームによるカンファレンスの開催などの要件を満たした場合に加算	月に1回 イ 8,400円 ロ 5,800円

訪問看護医療 DX 情報 活用加算	看護師等が電子資格確認等により利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算	月に1回 50円
訪問看護ベースアップ 評価料	勤務する看護職員その他の医療関係職種賃金の改善を実施している場合	月に1回 780円

※1 サービスの提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは2, 100円を、深夜（午後10時～午前6時）帯は4, 200円を加算させていただきます。

※2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※3 健康保険証等の変更があった際には、スタッフへお申しつけください。

(3) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

イ おむつ類、ガーゼ等必要医療備品等は、全てお客様ご負担とさせていただきます。

ウ 料金の支払方法

毎月月末で締め、翌月の10日に請求書を発行致します。お支払い方法は毎月26～28日の口座引落となります。入金確認後、領収書を発行致します。

なお、3ヶ月滞納されますとサービスが利用できなくなる場合もございます。

※現金で直接お支払いの場合は、毎月月末締めで翌月の10日以降に請求書を発行致します。毎月27日までにお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は終了30日前に文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(7) お客様が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。)

(ウ) お客様が亡くなられた場合

エ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

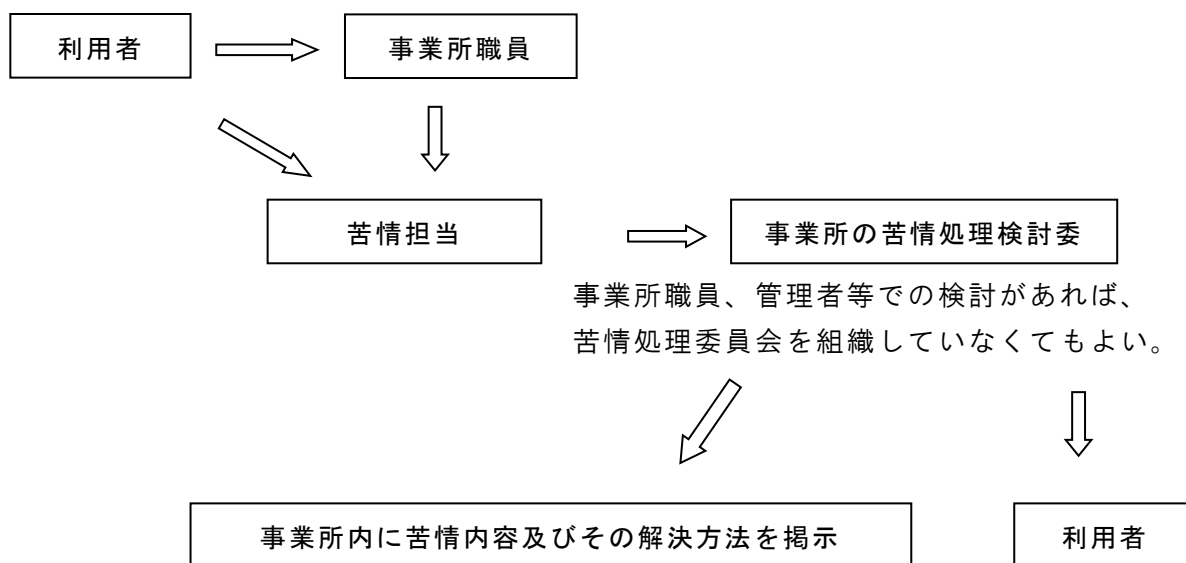
担当者 木村 優介

電話 096-245-6617 FAX 096-245-6618

受付日 休業日以外

受付時間 午前9時00分～午後6時00分まで

(2) 苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び熊本県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 熊本県医療安全相談窓口 096-383-7020

イ 熊本県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 096-214-1101
など

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	病院名		
	所在地		
	主治医名		
	電話番号		
ご家族	ふりがな 氏名	続柄	
	住所		
	電話番号		

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償にあたる事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

10 虐待防止の措置

- (1) 当事業所の従業員はお客様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。お客様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れのある場合は、ただちに防止策を講じ市町村へ報告します。
- (2) 当事業所は、虐待防止のための指針を整備するとともに、定期的に虐待防止検討委員会を開催し、虐待防止のための職員研修を実施します。
- (3) 当事業所は、前項の措置を適切に実施するために、虐待防止担当者を配置します。

1 1 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様へのサービス提供を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。また、職員に対して業務継続計画を周知するとともに、定期的に研修・訓練を実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を講じます。

1 2 衛生管理等

- (ア) 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (イ) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、定期的に感染症の予防及びまん延防止検討委員会の開催、職員に対する研修・訓練を実施します。

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

所在地 熊本市南区近見 6 丁目 11-1
事業者 名称 訪問看護ステーション ひとつな
説明者氏名 _____ 印

個人情報利用への同意

記

1 使用目的

現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間（契約期間終了後においても、知り得た情報は第三者に漏れないよう遵守致します。）

4 使用する条件

(1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

【利用者】 私は、訪問看護の利用に当たり、重要事項について説明を受け、その内容に同意します。また、私に関するサービス担当者会議において、私及び家族に関する秘密事項や個人情報を使用されることを承諾致します。

24時間対応体制加算 希望します 希望しません

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

【代理人】 下記の理由により、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

<署名代行理由： _____>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続柄 _____)